

令和4年第11回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年12月28日（水）午前10時00分から10時45分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4 番	小川 進
委員	1 番	原 亜由美
	2 番	信高 昭男
	3 番	宮川 利重
	5 番	北村 栄治
	6 番	小笠原 正
	7 番	小笠原 章仁
	8 番	三谷 晴喜
	9 番	上池 如夫
	10 番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の諮問について

第3 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	安藤 潮

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和4年第11回大豊町農業委員会総会を開催いたします。それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、9番上池如夫委員、10番酒井笑子委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大

豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。

今回の諮問案件2件のうち1件については、[]委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、[]委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、[]委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

([]委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、それでは2件のうち、[]委員が当事者となっております件からご審議をお願いいたします。会議資料の14ページから16ページとなります。

利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人、詳細は、利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（退場している[]委員を除く全員挙手）

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

それでは[]委員を正会に復帰させます。

（[]委員、正会に復帰）

引き続き日程第2、農業経営基盤強化促進法に基づく大豊町農用地利用集積計画について、事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、2件のうち、もう1件の利用権設定ですが、資料は1ページから13ページとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号につきましては、当該農地は申請者の亡くなった夫の所有地であり、相続未登記となっております。利用権を設定する農地の所有者が故人で、当該農地が未登記である場合、原則として所有者（被相続人）の法定相続人すべての同意が必要ですが、契約期間が20年未満であれば過半の法定相続権を有する者の同意で申請が可能と定

められております。資料5ページから13ページにあります通り、当該農地の法定相続人は4名存在しており、その過半の3名の同意書が添付されておりますことから、問題ないものと判断いたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第3 その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・1月の農業委員会総会の日程について（1/25（水）午前10時からを予定）
- ・全員研修の開催について
- ・集落協定代表者との懇談会実施に先立つ事前ヒアリングの結果について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和4年第11回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 9番 _____

署名委員 10番 _____